

助成金情報

●既卒者育成支援奨励金

今後、人材需要が見込まれる成長分野の中小企業と、厳しい雇用環境の中、卒業後も就職活動を継続中の3年以内既卒者とのマッチングを図り、長期的な人材育成につなげるための奨励金です。まずは対象者を6カ月間有期雇用し、その間に、**座学等(OFF-JT)の研修**を行い、その後、正規雇用に移行させた場合、対象者一人当たり最大125万円の奨励金を支給します。

(1) 既卒者育成支援奨励金とは

- ① 平成23年度までの時限措置として
- ② 成長分野等(※)の中小企業事業主に対して
- ③ 3年以内既卒者を6カ月間、有期雇用として雇い入れ、
- ④ 育成計画書に基づく座学等により育成し、その後正規雇用で雇い入れた場合に支給する奨励金です

※「成長分野等」とは、

林業、建設業・製造業(環境や健康分野)、電気業、情報通信業、運輸・郵便、学術・開発研究期間(環境や健康分野)、スポーツ施設提供業、医療・福祉、廃棄物処理業、その他(環境や健康分野)

・「正規雇用」とは、

- ① 雇用期間の定めのない雇用
- ② 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し
- ③ 雇用保険の一般被保険者として雇用する

(2) 対象となる3年以内既卒者の条件

- ① 平成20年3月以降の新規学卒者で、ハローワークに求職登録を行っていること

② 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者

③ 卒業後1年以上継続して同一の事業主に正規雇用されたことがないこと

④ 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満であること

(3) 奨励金支給額

項目	支給額
有期雇用期間(原則6カ月)	月額10万円(1人あたり)
有期雇用期間の座学等の経費(3カ月以内)	月額上限5万円(1人あたり)
有期雇用終了後の正規雇用(3ヶ月経過後)	50万円(1人あたり)

●雇用調整助成金の要件緩和

平成22年12月から1年間に限り、以下の全てに該当する場合についても、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象とします。

- ① 円高の影響により生産量等の回復が遅れていること
- ② 最近3カ月の生産量等が3年前の同時期に比べ15%以下

上減少

③ 直近の決算等の経常損益が赤字
ただし、この取り扱いには、以下の期間に限りです。

大企業	対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日
中小企業	対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日

・「円高の影響」とは??

*	円高の影響による輸出量の減少、輸出関係の受注の減少
*	円高の影響により取引先が海外への発注に移行したことや、経費削減したことによる受注の減少
*	円高の影響による外国人観光客の減少

具体的には、計画届の提出時に、円高の影響について申し上げます。その際、円高の影響を確認するための書類の提出を求められることがあります。なお、「円高の影響による内需の冷え込みのため生産量が減少」など、円高の影響が明確に説明できないものについては対象にならないこともあります。

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>